



勤次郎株式会社

証券コード 4013

# 第43回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 2024年3月22日（金曜日）  
午前10時

場 所 | 東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
秋葉原UDXビル 南ウィング 6階

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

## 株主の皆様へのお願い

- ・当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- ・懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんのであらかじめご了承のほど、よろしく願い申し上げます。
- ・株主総会の模様をご自宅でご覧いただけるよう、株主総会オンライン配信を行います。視聴方法に関しては、「株主総会オンライン配信のご案内」（4頁）をご参照ください。

証券コード 4013

2024年3月7日

(電子提供措置の開始日 2024年2月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

**勤次郎株式会社**

代表取締役社長 加 村 光 造

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第43回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kinjiro-e.com/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当会社社名「勤次郎」又は「コード」に当社証券コード「4013」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使のお手続きについて」(5頁から6頁)をご参照いただき、2024年3月21日(木)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるように、株主様向けにオンライン配信を行います。詳細は、「株主総会オンライン配信のご案内」(4頁)をご参照ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
秋葉原UDXビル南ウイング6階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第43期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第43期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## <ご来場される株主様へのお願い>

- ▶ 懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ▶ ご出席される場合は、本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮した上で、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
- ▶ その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策等、変更がある場合には、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.kinjiro-e.com>

## <株主総会オンライン配信のご案内>

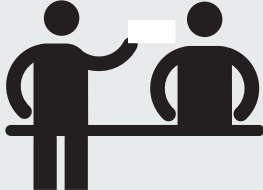
- ▶ 本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴をご希望される株主様におかれましては、事前にメールにてお申込を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2024年3月21日（木曜日）午後5時30分までに [sokai@kinjiro-e.com](mailto:sokai@kinjiro-e.com) までご連絡いただきますようお願い申し上げます。受付手続完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。
- ▶ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。  
Zoomサポート (<https://support.zoom.us/hc/ja>)
- ▶ 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ なお、オンライン視聴による株主様におかれましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2024年3月21日（木曜日）午後5時30分までに [sokai@kinjiro-e.com](mailto:sokai@kinjiro-e.com) までご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 事前にご連絡いただきましたご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、開催時間を短縮する観点からやむを得ず、全てのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ▶ 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

### ◆ オンライン視聴お申込及び事前のご質問受付方法 ◆

方 法	メール本文に株主名・株主番号を明記してご連絡ください。
メールアドレス	<a href="mailto:sokai@kinjiro-e.com">sokai@kinjiro-e.com</a>
締 め 切 り	2024年3月21日（木曜日） 午後5時30分

# 議決権行使のお手続きについて

## 株主総会にご出席される場合



株主総会  
開催日時

2024年3月22日(金)午前10時

(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

■ 当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 株主総会にご出席されない場合

郵送



行使期限

2024年3月21日(木)午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット



行使期限

2024年3月21日(木)午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

### 注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。  
また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

# インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要となっております。

株式会社 御中

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

基票日現在の所有株式数 \_\_\_\_\_ 株  
議決権の数 \_\_\_\_\_ 票  
※議決権の数はいずれも1単位となります。

お 願 い  
1. 当日株主総会に出席の際は、議決権行使書副票を金封袋に入れてご持参ください。以下いずれかの方法によりお持ち帰りください。  
2. 当日株主総会に出席せず、議決権行使書副票を封筒に入れて返送してください。  
3. スマートフォンでログイン用QRコードを読み取らせ、ウェブサイトで投票する場合は、議決権行使書副票(封筒)に「ログインID」「仮パスワード」を記載し、封筒に入れて返送してください。

**「ログイン用QRコード」はこちら**

ログイン用QRコード  
ログインID  
0000-1111-1111-aaa  
投票権数  
000000

株式会社

0000-90000001-1234567890-1234567890100100123000-12345678901234-111111123



同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

議決権行使書副票(右側)



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする  
<https://evote.tr.mufg.jp/>
- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください

MUPG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主さま専用ページ) 議決権行使書副票の受付

「次の画面へ」をクリック

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。  
(※無断で入力しないでください)

ログインID  
パスワード (半角)  
または(仮)パスワード

ログイン

パスワードを変更された場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードを、入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

パスワード変更

## システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 フリーダイヤル **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとし、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を勘案しつつ配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は168,573,615円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

事業年度ごとの取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することによりコーポレートガバナンスの一層の推進を図ることを目的に、現行定款第21条第1項の取締役の任期を2年以内から、変更案第21条第1項で1年以内に短縮するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p><b>(取締役の任期)</b></p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社の 株式の数
1	か むら み の る 加 村 稔 (1947年6月1日生)	1972年4月	日本警報装置中部株式会社(現 株式会社エヌケーシー) 取締役 就任	955,490株
		1981年4月	当社 設立 代表取締役社長 就任	
		2005年4月	当社 代表取締役執行役員 社長 就任	
		2014年4月	日通システムベトナム有限会社(現 勤次郎ベトナム有限会社) 会長 就任	
		2015年6月	当社 代表取締役執行役員 社長 兼営業本部長 兼営業推進本部長 就任	
		2016年4月	当社 代表取締役執行役員 社長 就任	
		2022年3月	当社 代表取締役 会長CEO 就任(現任)	
(取締役候補者とした理由) 加村稔氏は、1981年4月の当社創業以来、代表取締役として当社の経営を指揮し、また、当社における経営全般に関する知見をもとに卓越した見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	か 村 光 造 (1973年2月11日生)	1997年4月 2002年7月 2007年4月 2011年11月 2015年2月  2016年4月  2018年3月  2019年3月  2021年3月  2022年3月  2023年3月	ロジック株式会社 入社 当社 入社 当社 経営企画室長 アイベックテクノロジー株式会社 入社 当社 入社 マーケティング部長 兼第三 開発部長 当社 執行役員 マーケティング部長 就 任 当社 取締役執行役員 マーケティング本 部長 就任 当社 常務取締役執行役員 営業本部長 兼ヘルスライフ本部管掌 兼電子カ ルテ本部管掌 兼事業戦略本部管掌 就任 当社 常務取締役執行役員 営業本部長 兼サービス本部管掌 就任 当社 代表取締役執行役員 社長COO 営業本部担当 兼サービス本部担当 就任 当社 代表取締役執行役員 社長COO 就任 (現任) 勤次郎ベトナム有限会社 会長 就任 (現 任) (重要な兼職の状況) 勤次郎ベトナム有限会社 会長	50,046株
(取締役候補者とした理由) 加村光造氏は、経営戦略、営業、サービス全般について豊富な知見と経験を有しており、当社のCOOとして経営管理業務全般を掌握し、成長を牽引してきました。今後においても成長戦略の早期実現に向けて、当社グループにおける不可欠のリーダーとして当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
3	ひら た ひで ゆき 平 田 英 之 (1958年5月2日生)	1983年 4月	日本電気株式会社 入社	9,173株
		2013年 4月	NEC Enterprise Communication Technologies, Inc. CEO&President 就任	
		2018年 6月	当社 入社 執行役員 事業戦略推進室長 就任	
		2019年 1月	当社 執行役員 事業戦略本部長 兼事業戦略部長 就任	
		2021年 1月	当社 執行役員 事業戦略本部長 兼データ事業推進部長 就任	
		2021年 3月	当社 取締役執行役員 事業戦略本部長 兼開発本部管掌 就任	
		2022年 3月	当社 取締役執行役員CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 就任	
		2022年 8月	当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 就任	
		2023年 1月	当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 兼ヘルスライフ本部担当 就任	
		2023年 8月	当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼ヘルスライフ本部長 兼開発本部担当 就任 (現任)	
(取締役候補者とした理由) 平田英之氏は、当社入社以来、事業戦略本部を指揮しクラウド事業の発展に貢献し、また、開発本部及びヘルスライフ本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
4	か むら けん し 加 村 建 史 (1974年1月30日生)	1998年4月	カントー(株) 入社	34,407株
		2002年3月	当社 入社	
2007年4月	当社 管理部長			
2009年4月	当社 営業部長			
2014年4月	当社 新事業企画部長			
2015年4月	当社 執行役員ヘルスケア本部長 (現ヘルスライフ本部) 就任			
2021年3月	当社 取締役執行役員 ヘルスライフ本部管掌 兼電子カルテ本部管掌 就任			
2022年3月	当社 取締役執行役員 ヘルスライフ本部担当 兼電子カルテ本部管掌 就任			
2023年1月	当社 取締役執行役員 マーケティング戦略本部担当 兼電子カルテ本部担当 就任 (現任)			
(取締役候補者とした理由) 加村建史氏は、当社管理部長、営業部長、ヘルスライフ本部長を歴任し、現在はマーケティング戦略本部、電子カルテ本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。				
5	きの した たか ゆき 木 下 隆 之 (1959年1月7日生)	1981年4月	日本電気株式会社 入社	722株
		2007年4月	同社 PB営業事業部 統括部長	
2022年4月	当社 入社 執行役員営業本部長 就任			
2023年3月	当社 取締役執行役員 営業本部長 兼サービス本部担当 就任			
2023年4月	当社 取締役執行役員 営業本部担当 兼サービス本部担当 就任 (現任)			
(取締役候補者とした理由) 木下隆之氏は、日本電気株式会社に在任中、PB営業事業部の統括部長として直販・パートナー販売に携わっており、常に顧客ファーストの精神のもと営業部門及びサービス部門の責任者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。 これらの知識・経験・能力等を当社の営業部門の強化に活かしていただくとともに、Universal勤次郎を中心とした当社製品の新しい販路の確立に有効な施策の実行を期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
6	<p style="text-align: center;">わた なべ よし き 渡 邊 芳 樹 (1953年4月1日生)</p>	<p>1975年4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省  2004年7月 同省 年金局長 就任  2009年7月 社会保険庁長官 就任  2010年8月 駐スウェーデン日本国特命全権大使 就任  2017年4月 日本赤十字社常任理事 就任(現任)  2018年6月 株式会社麻生 社外監査役 就任  2019年5月 社会福祉法人こどもの国協会 理事長 就任(現任)  2020年5月 当社 取締役 就任(現任)  2021年6月 一般社団法人全国国民健康保険組合協会 会長 就任(現任)  (重要な兼職の状況)  日本赤十字社常任理事  社会福祉法人こどもの国協会 理事長  一般社団法人全国国民健康保険組合協会 会長</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  渡邊芳樹氏は、国民生活の保障・向上と経済の発展に係る豊富で幅広い経験と高い見識を有していることに加え、社外監査役を務められるなど、会社経営にも関与されております。  高い見識と豊富な経験を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	みわあきひさ 三輪昭尚 (1952年3月23日生)	1974年4月 株式会社大林組 入社 1984年6月 同社 サンフランシスコ駐在 建設プロジェクト担当 2003年6月 同社 IT企画室長 2004年1月 大林USA代表取締役社長 就任 2005年6月 株式会社大林組 執行役員 就任 2007年4月 同社 常務執行役員 就任 2007年6月 同社 常務取締役原子力本部長 就任 2007年11月 同社 技術本部長 2008年4月 同社 情報システム担当 2010年4月 同社 取締役専務執行役員 就任 2018年3月 同社 取締役 就任 2018年4月 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 情報通信技術（IT）顧問 就任 2018年6月 株式会社大林組 顧問 就任 2018年7月 内閣官房内閣情報通信政策監（政府CIO） 就任 2021年8月 内閣官房退職 2022年3月 当社 取締役 就任（現任）	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>三輪昭尚氏は、デジタル技術を含む技術、イノベーション、新規事業及びM&amp;A等、会社経営に関する高い見識に加え、海外でのプロジェクトマネジメント、M&amp;A活動の経験もされております。高い見識と豊富な経験を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
8	(新任) いし い あつ こ 石 井 淳 子 (1957年11月17日生)	1980年 4月 2009年 7月 2010年 7月  2012年 9月 2014年 7月 2015年10月 2017年 6月  2019年 6月 2020年 6月 2021年 6月	労働省 (現 厚生労働省) 入省 同省 大阪労働局長 同省 大臣官房審議官 (雇用均等・児童家 庭、少子化対策担当) 同省 雇用均等・児童家庭局長 同省 政策統括官 (労働担当) 同省 社会・援護局長 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査 役 就任 川崎重工業株式会社 社外監査役 就任 日鉄ソリューションズ株式会社 社外取締 役 就任 川崎重工株式会社 社外取締役 (監査等委 員) 就任 (現任) 三井住友海上保険株式会社 社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 川崎重工株式会社 社外取締役 (監査等委 員) 三井住友海上保険株式会社 社外取締役	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 石井淳子氏は、厚生労働省において大阪労働局長、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官、社会・援護局長等の要職を歴任し、労働行政に関する豊富な経験と高い見識を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できることから社外取締役として選任をお願いするものです。				



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2023年12月31日現在の状況を記載しております。
3. 渡邊芳樹、三輪昭尚、石井淳子の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 渡邊芳樹氏は社外取締役に就任してから3年10ヵ月、三輪昭尚氏は2年になります。
5. 当社は、渡邊芳樹、三輪昭尚の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、石井淳子氏の選任が承認された場合についても当該契約を締結する予定です。
6. 当社は、渡邊芳樹、三輪昭尚の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、石井淳子氏の選任が承認された場合についても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役3名全員は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
1	ふじ おか あきら 藤 岡 旭 (1947年4月29日生)	1970年4月 2003年6月 2007年6月 2016年6月 2020年4月	中部電力株式会社 入社 同社 取締役 就任 中電興業株式会社 代表取締役社長 就任 当社 監査役 就任 (現任) 日通システムベトナム有限会社 (現 勤次郎ベトナム有限会社) 監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 勤次郎ベトナム有限会社 監査役	10,000株
(社外監査役候補者とした理由) 藤岡旭氏は、経営者としての豊富な経験や高い見識を活かし、経営全体に対して独立した立場で経営監視機能を発揮されております。今後も引き続きコーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する高い知見に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。 また、同氏は当社株式を10,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	かとう あつし 加藤 厚 (1951年4月11日生)	1980年4月	名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会） 登録	5,000株
		1985年4月	加藤厚法律事務所 開設（現 加藤・上田 総合法律事務所 共同代表）（現任）	
		2009年6月	当社 監査役 就任（現任） （重要な兼職の状況） 加藤・上田総合法律事務所 共同代表	
(社外監査役候補者とした理由) 加藤厚氏は、弁護士として法務面での高い専門の見地からの提言が的確であることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。 また、同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。				
3	(新任) おか の ひで き 岡野 英生 (1959年10月3日生)	1982年10月	監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ 監査法人） 入所	一株
		2002年5月	朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員 就任	
		2022年7月	岡野公認会計士事務所開設（現任）	
		2023年6月	朝日税理士法人 顧問 就任	
		2023年9月	朝日税理士法人一宮事務所 社員 就任 （現任） （重要な兼職の状況） 朝日税理士法人一宮事務所 社員	
(社外監査役候補者とした理由) 岡野英生氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有し、有限責任 あずさ監査法人の代表社員を務めた経験等幅広い見識を有していることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して社外監査役に選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式数は、2023年12月31日現在の状況を記載しております。
3. 藤岡旭、加藤厚、岡野英生の各氏は社外監査役候補者であります。
4. 藤岡旭氏は社外監査役に就任してから7年9ヵ月、加藤厚氏は14年9ヵ月になります。
5. 当社は、藤岡旭、加藤厚の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、岡野英生氏の選任が承認された場合についても当該契約を締結する予定です。
6. 当社は、藤岡旭、加藤厚の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、岡野英生氏の選任が承認された場合についても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社のマーケットについては、いよいよ2024年4月には「働き方改革関連法」の適用猶予事業に対しても時間外上限規制が適用されるほか、労災認定基準に勤務間インターバルが追加されるなどの過重労働に対する指導強化への対応、長時間労働者への健康指導など、お客様企業にとっては、より一層きめ細かな労務管理が求められる環境となっております。さらには、「人的資本」の考え方として、非財務情報の一つである「労働安全衛生」情報の開示が求められ、就業情報の有効活用、就業管理に付随する様々なHRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）サービスへのニーズが増加しています。

少子高齢化と人生100年時代の到来、働く人のキャリア観の変化などにより、企業にとっては、事業環境の変化への対応と、企業価値の向上のために人的資本投資を行い、経営戦略に沿ったHRMによる人材の確保・育成、組織の再編などがますます重要となっております。

このような状況にあって、当社が標榜する「働き方改革&健康経営®」の推進は、社員の健康増進及び「ワーク・エンゲイジメント」向上による労働生産性の向上と人的資本の拡充で組織の活性化をもたらし、結果的に企業の持続的発展に繋がる取組みとして一層注目されております。

以上のような状況の中、当連結会計年度においては、当社グループの主力製品「Universal 勤次郎<就業・勤怠管理>」が、「勤次郎Enterprise」の次世代製品として本格的に売上に寄与してまいりました。「Universal 勤次郎<健康経営>」（旧製品名ヘルスマライフ）と併せて、働きやすい組織・環境づくりと、社員の心身の健康づくりに貢献し、企業の「人的資本」への投資をサポートする「HRMソリューション」として、お客様から高い評価を受けております。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

注) 健康経営®は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

クラウド事業の販売は、市場ニーズが一段と高まっていることから、リカーリングレベニューであるクラウドライセンス売上は1,929,033千円（前年同期比14.9%増）を計上しており、引き続き安定した収益確保に貢献した結果、事業全体としては2,474,141千円（前年同期比12.9%増）となりました。

また、オンプレミス事業の販売については、クラウド契約に変更となった契約があったこと等により、事業全体としては1,255,386千円（前年同期比6.5%減）となりました。リカーリングレベニューであるプレミアムサポート売上についても、引き続き安定した収益確保に貢献しておりますが、566,648千円（前年同期比1.3%減）となりました。

これらの結果、HRM事業の売上高は3,729,527千円（前年同期比5.5%増）、セグメント利益は483,607千円（前年同期比4.8%増）となりました。

また、不動産賃貸事業については、テナントからの賃料収入等により、売上高は305,581千円（前年同期比1,759.0%増）、セグメント利益は88,557千円（前年同期はセグメント損失2,011千円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は3,923,340千円（前年同期比10.5%増）、営業利益は572,165千円（前年同期比28.8%増）、経常利益は563,644千円（前年同期比28.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は370,067千円（前年同期比21.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、HRM事業では主にクラウドサービスの設備増強を目的としたサーバーの増設、事業所の改修等を行っており、総額で384,980千円の設備投資を実施いたしました。

また、前連結会計年度に取得した名古屋本部ビルについて引き続き改修等を行っており、総額で32,765千円の設備投資を実施いたしました。なお、現時点で自社利用していない設備につきましては、有効利用のため賃貸オフィスとして活用しております。

### (3) 対処すべき課題

今後の労働市場を展望すると、少子高齢化時代による労働人口の減少が続く中で、労働力確保のための手段は多様化する傾向にあります。2024年4月には「働き方改革関連法」の適用猶予事業に対しても時間外上限規制が適用され、雇用する企業は、労災認定基準に勤務時間インターバルが追加されるなどの過重労働に対する指導強化への対応や、長時間労働者への健康指導等、より一層きめ細かな労務管理が求められております。さらには、就業情報の有効活用等、就業管理に付随する機能に対する様々なニーズも増加していくものと考えられます。

また、ヘルスケア分野においては、改正労働安全衛生法によるストレスチェックの義務化以降多くの企業で「健康経営」が推進されております。この「健康経営」は従業員の健康増進及び「ワーク・エンゲイジメント」向上による生産性の向上と組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がる新しい企業価値の向上策の一つに取り上げられております。

このような動向を鑑み、当社グループは、従業員の就業・健康データや日常の活動情報を総合的に分析し、従業員並びに個人の健康管理に活用できる新サービスの開発・機能強化をしていく必要があると認識しております。そのためには、健康管理ソリューション「Universal 勤次郎<健康経営>」の機能を拡充していくとともに、働き方改革ソリューションと健康管理ソリューションのデータを統合的に活用できるシステムとしてリリースした「Universal 勤次郎」の販売に注力してまいります。

当社グループは、これらのソリューションをクラウドサービス及びパッケージ販売により顧客企業へ提供しておりますが、今後も継続して成長し続けるために、クラウド事業を成長ドライバーにリカーリングレベニューを拡大することを基本戦略としております。自社設備にて提供しているクラウドサービスを顧客企業に安心して利用していただくためには、「勤次郎AuthLink」（2022年12月リリース）による多要素認証などのシステムによってセキュリティ対策を強化し、かつ設備を安定的に稼働させる必要があります。当社は引き続きISMS及びプライバシーマークの規格に適合するセキュリティ対策を講じるとともに積極的に設備投資を行うなど、ESG経営への取組みによる高品質なサービスの提供に努めてまいります。

また、大きく成長する「働き方改革&健康経営」市場において当社グループが事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成による一層の社内体制の強化が最重要課題と考えております。優秀な人材の積極的な採用活動と全従業員への集合教育研修及び役員・幹部人材への高度な外部研修を行っておりますが、今後も人的資本への投資を進め、従業員が能力を最大限に発揮できる環境と職場づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第40期	2021年度 第41期	2022年度 第42期	2023年度 (当連結会計年度) 第43期
売 上 高	3,432,574 千円	3,324,414 千円	3,551,547 千円	3,923,340 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	329,315 千円	162,918 千円	304,655 千円	370,067 千円
1株当たり当期純利益	40.48 円	15.94 円	30.80 円	38.00 円
総 資 産	10,984,313 千円	9,778,464 千円	12,653,110 千円	12,787,232 千円
純 資 産	9,896,477 千円	8,854,226 千円	8,755,186 千円	8,995,832 千円

- (注) 1. 2020年8月15日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第40期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
勤次郎ベトナム有限会社	6,310,800,000 ベトナムドン	100.0 %	ソフトウェアの開発

#### (6) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

##### HRM事業

- ① 就業・人事・給与ERPパッケージソフトウェア、健康管理システム、関連サブシステム及びタイムレコーダーの開発・製造及び販売事業、並びにクラウドでのソフトウェアの利用サービス事業
- ② アプリの開発・製造及び販売事業



## 不動産賃貸事業

### ① オフィス用賃貸物件の賃貸、及び管理業務

## (7) 主要な事業所

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
名古屋本部	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
九州支店	福岡県福岡市
流通センター	愛知県名古屋市

### ② 子会社

名 称	所 在 地
勤次郎ベトナム有限会社	ベトナム国ハノイ市

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
312名	6名減

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	7名減	36.6歳	7.0年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,454,734 千円
株式会社愛知銀行	15,847
株式会社みずほ銀行	14,400

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,420,000株
- (3) 株主数 2,774名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌイーシステムサービス株式会社	3,585,000 株	36.2 %
加 村 稔	955,490	9.6
勤 次 郎 持 株 会	947,589	9.6
M K 株 式 会 社	550,000	5.5
三 菱 UFJ キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	225,000	2.3
良 原 一 行	210,000	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	201,700	2.0
國 井 達 哉	184,408	1.9
加 村 光 子	160,000	1.6
野村信託銀行株式会社 (勤次郎持株会専用信託口)	158,300	1.6

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式数（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
- 2. 当社は、自己株式503,905株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 3. 当社は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) を導入しており、当該信託の信託財産として野村信託銀行株式会社が所有する158,300株は、上記(注)2の自己株式に含めておりません。
  - 4. 当社は、2022年3月25日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年3月24日開催の臨時取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月21日付で取締役（社外取締役を除く）5名に対し自己株式5,172株の処分を行っております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	加 村 稔	
代 表 取 締 役 社 長	加 村 光 造	勤次郎ベトナム有限会社 会長
取 締 役	平 田 英 之	事業戦略本部、開発本部、ヘルスライフ本部
取 締 役	加 村 建 史	マーケティング戦略本部、電子カルテ本部
取 締 役	木 下 隆 之	営業本部、サービス本部
取 締 役	柴 田 光 朗	
取 締 役	渡 邊 芳 樹	日本赤十字社 常任理事 社会福祉法人こどもの国協会 理事長 一般社団法人全国国民健康保険組合協会 会長
取 締 役	三 輪 昭 尚	
常 勤 監 査 役	藤 岡 旭	勤次郎ベトナム有限会社 監査役
監 査 役	加 藤 厚	加藤・上田総合法律事務所 共同代表
監 査 役	志 賀 慶 章	株式会社進和 社外取締役 志賀慶章公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 柴田光朗、渡邊芳樹、三輪昭尚の各氏は、社外取締役であります。
2. 藤岡旭、加藤厚、志賀慶章の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役柴田光朗、渡邊芳樹及び三輪昭尚の各氏、監査役藤岡旭、加藤厚及び志賀慶章の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役志賀慶章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

6. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日
國 井 達 哉	2023年3月23日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2009年6月23日に開催した定時株主総会において、基本報酬総額限度額を取締役は200,000千円（決議日時点の取締役の員数は3名）、監査役は30,000千円（決議日時点の監査役の員数は2名）と決議しております。また、2022年3月25日に開催した定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を採用し、その総額限度額を100,000千円（決議日時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2023年3月24日開催の取締役会において、代表取締役社長加村光造に対し限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を一任する決議を行っております。委任した理由は、各取締役の業務遂行状況を把握している代表取締役社長が取締役の個別の報酬額を決定するのに適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	128,212	121,152	7,060	9
(うち、社外取締役)	(18,000)	(18,000)	( - )	(3)
監査役	18,239	18,239	-	3
(うち、社外監査役)	(18,239)	(18,239)	( - )	(3)

- (注) 1. 当社は2022年3月25日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。  
これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名（うち、社外取締役0名）に対し3,450千円の退職慰労金を支給しております。
2. 譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額100,000千円を上限として、譲渡制限付株式を割当てするための報酬であり、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の割当日より当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職するまでの間、割当てを受けた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととなっております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邊芳樹氏は、日本赤十字社の常任理事、社会福祉法人こどもの国協会の理事長及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会の会長であります。なお、日本赤十字社、社会福祉法人こどもの国協会及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役加藤厚氏は、加藤・上田総合法律事務所の共同代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役志賀慶章氏は、株式会社進和の社外取締役及び志賀慶章公認会計士・税理士事務所の所長であります。なお、株式会社進和及び同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	柴 田 光 朗	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	渡 邊 芳 樹	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	三 輪 昭 尚	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	藤 岡 旭	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会15回の全回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。
監 査 役	加 藤 厚	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会15回の全回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門の見地から、当社のコンプライアンスの体制の構築・維持についての発言を行っております。
監 査 役	志 賀 慶 章	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会15回の全回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門の見地から、当社の財務及び会計についての発言を行っております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画、監査日数及びそれに基づく報酬額の見積りを検討した結果、当社の規模に照らして妥当な水準と判断したためであります。
3. 当社の子会社であります勤次郎ベトナム有限会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。以下、「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載いたしました。（当社の「内部統制システムに関する基本方針」は2016年6月9日開催の取締役会にて決議され、直近では2020年4月9日付で一部改訂されております。）

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために「企業理念」「経営理念」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ・管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、取締役及び使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
- ・取締役の職務の執行については、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令や定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告し、その是正を図る。
- ・使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかチェックするため、内部監査室を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
- ・法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ・文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - ・「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・管理部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理を行う。
  - ・経営管理については、子会社の取締役に当社の取締役又は執行役員が就任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、取締役会等において業績その他重要事項を報告する。
  - ・内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告し、社長はこれを承認する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - ・監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ・監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び公認会計士との随時の意見交換などを行うことができる。
  - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  - ・当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底する。

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、公認会計士及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - ・ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
  - ・ 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。
- ⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
- ・ 国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努める。
  - ・ 管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。
  - ・ 愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。
- ⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、当社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに継続的に整備・運用評価・有効性の評価を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 内部監査室により実施した当社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
  - ・ 取締役及び使用人を対象とするイーラーニングによる「コンプライアンス研修」を1回実施しました。
  - ・ 内部通報体制について当期の通報はありません。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
  - ・ 情報セキュリティシステムマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認しました。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・該当事項はありません。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、定例会議を12回、臨時会議を3回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がやむを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席しました。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・月1回開催される取締役会において子会社の営業及び損益状況等に係る報告をいたしました。
  - ・内部監査室により実施した当社及び子会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・該当事項はありません。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・開催された全ての取締役会、執行役員会に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・監査役は公認会計士及び内部監査室と定期的な会合を5回開催し情報交換しました。
  - ・監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
- ⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
- ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しております。また、開催された定例会には管理部担当者が出席しました。
- ⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・内部監査室による財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。
- (3) 会社の支配に関する基本方針
- 当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,333,663</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,254,810</b>
現金及び預金	4,469,211	支払手形及び買掛金	48,756
受取手形及び売掛金	701,472	1年内返済予定の長期借入金	269,592
棚卸資産	66,829	未払金	137,263
その他の貸倒引当金	97,118	未払法人税等	151,200
	△967	賞与引当金	4,823
<b>固定資産</b>	<b>7,453,568</b>	前受収益	240,209
<b>有形固定資産</b>	<b>5,942,436</b>	その他の	402,965
建物及び構築物	3,117,366	<b>固定負債</b>	<b>2,536,589</b>
機械装置及び運搬具	2,328	長期借入金	2,215,389
工具、器具及び備品	438,656	退職給付に係る負債	138,193
土地	2,384,084	資産除去債務	47,809
<b>無形固定資産</b>	<b>1,079,739</b>	その他の	135,197
ソフトウェア	990,928	<b>負債合計</b>	<b>3,791,400</b>
ソフトウェア仮勘定	79,192	<b>(純資産の部)</b>	
その他の	9,619	<b>株主資本</b>	<b>8,998,172</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>431,392</b>	資本金	4,099,300
投資有価証券	47,892	資本剰余金	4,056,450
繰延税金資産	90,240	利益剰余金	2,018,322
敷金及び保証金	175,367	自己株式	△1,175,900
その他の	119,112	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2,340</b>
貸倒引当金	△1,220	その他有価証券評価差額金	△20,135
		為替換算調整勘定	17,795
		<b>純資産合計</b>	<b>8,995,832</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,787,232</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,787,232</b>

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,923,340
売上原価		1,431,552
売上総利益		2,491,787
販売費及び一般管理費		1,919,622
営業利益		572,165
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	1,303	
受取保証料	8,123	
保険解約返戻金	3,016	
その他	1,025	13,555
営業外費用		
支払利息	12,527	
為替差損	6,192	
支払手数料	2,250	
その他	1,106	22,076
経常利益		563,644
税金等調整前当期純利益		563,644
法人税、住民税及び事業税	198,776	
法人税等調整額	△5,198	193,577
当期純利益		370,067
親会社株主に帰属する当期純利益		370,067

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,099,300	4,056,450	1,819,608	△1,230,064	8,745,294
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△168,486	-	△168,486
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	370,067	-	370,067
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△32	△32
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	44,203	44,203
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	-	-	△2,866	9,993	7,127
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	198,714	54,164	252,878
当 期 末 残 高	4,099,300	4,056,450	2,018,322	△1,175,900	8,998,172

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△6,345	16,237	9,892	8,755,186
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△168,486
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	-	370,067
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△32
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	44,203
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	-	-	-	7,127
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△13,790	1,557	△12,232	△12,232
当 期 変 動 額 合 計	△13,790	1,557	△12,232	240,645
当 期 末 残 高	△20,135	17,795	△2,340	8,995,832



## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

##### (1) 連結子会社の数

1社

##### (2) 連結子会社の名称

勤次郎ベトナム有限会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である勤次郎ベトナム有限会社の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法等以外のもの……………均法により算出）

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

###### 無形固定資産

自社利用ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、サービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年以内）における見込収益に基づく償却額と、利用可能な残存期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

###### (追加情報)

当連結会計年度においてHRM事業におけるクラウド事業の拡大により、一部のソフトウェアの制作目的を変更し、無形固定資産1,067,791千円を市場販売目的から自社利用に振り替えております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① クラウドライセンス売上、及びプレミアムサポート売上

日常又は反復的なサービスであり、サービスに対する支配は顧客に一定期間にわたり移転するものと判断し、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

② ソフトウエア製品売上、及び就業端末売上

財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転するものと判断しております。ソフトウェア製品及び就業端末の販売は日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して製品を出荷した時に収益を認識しております。

③ コンサルサポート売上

主な履行義務は顧客のソフトウェア導入を支援することにあり、サービスに対する支配は一時点で顧客に移転するものと判断し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
ソフトウェア	990,928
ソフトウェア仮勘定	79,192

### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結貸借対照表に計上されているソフトウェアのうち、大部分を占めるサービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年以内）における見込収益に基づく償却額と利用可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しています。

ソフトウェア仮勘定については、見込収益と帳簿価額を比較し、資産性を評価しております。

上記の見込収益の見積りの基礎となる販売計画には、営業施策に基づく収益予測や、見込顧客からの収益予測が反映されています。

特に新規開発ソフトウェアの収益については実績に関する情報が乏しい場合が多く、市場調査等から想定したマーケットの状況や、営業施策に基づく収益予測及び見込顧客からの収益予測という不確実性の高い仮定が使用されています。

さらに、感染症等による営業活動の制限や、企業におけるシステム投資の停滞は受注獲得に影響を及ぼします。

## 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) に係る取引について)

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」(以下、「E-Ship信託」という。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

当社が設定したE-Ship信託が当社株式を取得し、信託の設定後5年間にわたり持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、202,236千円及び158,300株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 204,730千円

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	9,606千円
仕掛品	40,416千円
原材料及び貯蔵品	16,806千円

2. 担保資産

- (1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	2,956,353千円
土地	2,134,029 //
計	5,090,382千円

- (2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	249,996千円
長期借入金	2,000,008 //
計	2,250,004千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	278,079千円
機械装置及び運搬具	17,470千円
工具、器具及び備品	526,734千円

4. 顧客との契約から生じた債権の金額、及び契約負債の金額

「収益認識に関する注記」に記載しております。

## 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

「収益認識に関する注記」に記載しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 10,420,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	701,953	24	39,772	662,205

(注) 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首192,900株、当連結会計年度末158,300株）が含まれております。

(変動事由の概要)

- (1) 自己株式の増加は、単元未満株式買取請求に基づく当社株式の取得24株であります。
- (2) 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の譲渡5,172株、及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）による当社株式の譲渡34,600株であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	168,486	17	2022年12月31日	2023年3月27日

(注) 上記配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当金3,279千円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	168,573	17	2023年12月31日	2024年3月25日

(注) 1. 配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

2. 上記配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当金2,691千円が含まれております。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組み方針

事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に株式であり、純投資目的で保有しており、当該株式は市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に事業の拡大に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期間は最長で決算日後9年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、36.1%は株式会社大塚商会に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	47,892	47,892	－
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金	175,367 △1,150		
	174,217	156,778	△17,438
資産計	222,109	204,670	△17,438
(1) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	2,484,981	2,469,562	△15,418
負債計	2,484,981	2,469,562	△15,418

(注) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	47,892	—	—	47,892
資産計	47,892	—	—	47,892

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	156,778	—	156,778
資産計	—	156,778	—	156,778
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	—	2,469,562	—	2,469,562
負債計	—	2,469,562	—	2,469,562

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、当該賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用する部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
5,225,480	△135,098	5,090,382	4,890,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は建物附属設備の購入による取得(26,215千円)であり、主な減少額は減価償却(167,863千円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

賃貸収入	賃貸費用	差額
193,812	217,024	△23,211

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、製品の販売、開発、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収入は、計上されておられません。なお、当該不動産にかかる費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	HRM事業	不動産賃貸 事業	計	
一時点で移転される財	1,209,179	－	1,209,179	1,209,179
一定の期間にわたり移転される財	2,520,348	－	2,520,348	2,520,348
顧客との契約から生じる収益	3,729,527	－	3,729,527	3,729,527
その他の収益(注)	－	193,812	193,812	193,812
外部顧客への売上高	3,729,527	193,812	3,923,340	3,923,340

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃料収入であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	24,811	2,965
売掛金	669,541	690,357
	694,352	693,323
契約負債		
前受収益	209,548	221,327
前受金	6,112	11,880
	215,661	233,207

(注) 1. 契約負債は、主にソフトウェア保守契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、208,682千円であります。

2. 連結貸借対照表において、前受金は「流動負債その他」に含まれております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	921円91銭
1 株当たり当期純利益	38円00銭

(注) 普通株式の期中平均株式数及び期末株式数について、その計算において控除する自己株式には、2022年8月9日開催の取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式を含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は176,419株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は158,300株であります。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,267,799</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,269,762</b>
現金及び預金	4,419,005	支払手形	17,109
受取手形	2,965	買掛金	48,502
売掛金	698,506	1年内返済予定の長期借入金	269,592
商品及び製品	9,606	未払金	128,193
仕掛品	40,416	未払費用	98,240
原材料及び貯蔵品	16,806	未払法人税等	151,200
前払費用	70,120	前受金	12,069
その他の貸倒引当金	11,339	預り金	61,986
	△967	前受収益	240,209
	△967	その他の	242,658
<b>固定資産</b>	<b>7,562,733</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,536,589</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,942,188</b>	長期借入金	2,215,389
建物	3,110,725	退職給付引当金	138,193
構築物	6,640	資産除去債務	47,809
車輜運搬具	2,328	その他の	135,197
工具、器具及び備品	438,408		
土地	2,384,084		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,163,503</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,806,352</b>
ソフトウェア	1,068,820	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	85,063	<b>株主資本</b>	<b>9,044,316</b>
その他の	9,619	資本金	4,099,300
<b>投資その他の資産</b>	<b>457,041</b>	資本剰余金	4,056,450
投資有価証券	47,892	資本準備金	4,056,450
関係会社出資金	30,885	<b>利益剰余金</b>	<b>2,064,466</b>
破産更生債権等	70	利益準備金	5,600
繰延税金資産	86,205	その他利益剰余金	2,058,866
長期前払費用	23,606	繰越利益剰余金	2,058,866
敷金及び保証金	175,305	<b>自己株式</b>	<b>△1,175,900</b>
その他の貸倒引当金	94,297	評価・換算差額等	△20,135
	△1,220	その他有価証券評価差額金	△20,135
	△1,220	<b>純資産合計</b>	<b>9,024,180</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,830,533</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,830,533</b>



**損益計算書**  
(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,923,340
売上原価	1,466,523
売上総利益	2,456,817
販売費及び一般管理費	1,857,611
営業利益	599,205
営業外収益	
受取利息	80
受取配当金	1,303
受取保証料	8,123
保険解約返戻金	3,016
その他	1,025
<b>営業外費用</b>	
支払利息	12,527
支払手数料	2,250
その他	1,106
<b>経常利益</b>	<b>596,870</b>
税引前当期純利益	596,870
法人税、住民税及び事業税	198,007
法人税等調整額	△2,371
当期純利益	401,235

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	4,099,300	4,056,450	5,600	1,828,984	1,834,584	△1,230,064	8,760,269
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	-	-	-	△168,486	△168,486	-	△168,486
当期純利益	-	-	-	401,235	401,235	-	401,235
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△32	△32
自己株式の処分	-	-	-	-	-	44,203	44,203
譲渡制限付株式報酬	-	-	-	△2,866	△2,866	9,993	7,127
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	229,882	229,882	54,164	284,046
当 期 末 残 高	4,099,300	4,056,450	5,600	2,058,866	2,064,466	△1,175,900	9,044,316

(単位：千円)

	評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△6,345	8,753,924
当 期 変 動 額		
剰余金の配当	-	△168,486
当期純利益	-	401,235
自己株式の取得	-	△32
自己株式の処分	-	44,203
譲渡制限付株式報酬	-	7,127
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△13,790	△13,790
当期変動額合計	△13,790	270,256
当 期 末 残 高	△20,135	9,024,180

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均株式等以外のもの……………法により算出）

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、サービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年以内）における見込収益に基づく償却額と、利用可能な残存期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

(追加情報)

当事業年度においてHRM事業におけるクラウド事業の拡大により、一部のソフトウェアの制作目的を変更し、無形固定資産1,151,555千円を市場販売目的から自社利用に振り替えております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ① クラウドライセンス売上、及びプレミアムサポート売上

日常又は反復的なサービスであり、サービスに対する支配は顧客に一定期間にわたり移転するものと判断し、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

#### ② ソフトウェア製品売上、及び就業端末売上

財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転するものと判断しております。ソフトウェア製品及び就業端末の販売は日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して製品を出荷した時に収益を認識しております。

#### ③ コンサルサポート売上

主な履行義務は顧客のソフトウェア導入を支援することであり、サービスに対する支配は一時点で顧客に移転するものと判断し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### (1) 当年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
ソフトウェア	1,068,820
ソフトウェア仮勘定	85,063

### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

## 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）に係る取引について)

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物	2,956,353千円
土地	2,134,029 //
計	5,090,382千円

#### (2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	249,996千円
長期借入金	2,000,008 //
計	2,250,004千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 822,284千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,975千円
短期金銭債務	22,652千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引

#### 営業取引による取引高

売上原価	16,315千円
------	----------

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	701,953	24	39,772	662,205

(注) 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首192,900株、当事業年度末158,300株）が含まれております。

### (変動事由の概要)

- (1) 自己株式の増加は、単元未満株式買取請求に基づく当社株式の取得24株であります。
- (2) 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の譲渡5,172株、及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）による当社株式の譲渡34,600株であります。

## 税効果会計関係に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	42,287千円
長期末払金	12,820千円
未払事業税	13,184千円
資産除去債務	14,629千円
償却限度超過額	10,470千円
有価証券評価差額金	8,882千円
その他	9,916千円
繰延税金資産小計	112,192千円
評価性引当額	△13,493千円
繰延税金資産合計	98,698千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	12,492千円
繰延税金負債合計	12,492千円
繰延税金資産の純額	86,205千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	勤次郎ベトナム ム有限会社	所有 直接100.00%	兼任2名	開発の委託	開発の委託(注)	247,314	買掛金	22,652

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 開発の委託については、一般的取引条件を勘案し、交渉の上取引価格を決定しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 924円82銭

1 株当たり当期純利益 41円20銭

(注) 普通株式の期中平均株式数及び期末株式数について、その計算において控除する自己株式には、2022年8月9日開催の取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(勤次郎持株会専用信託口)が所有する当社株式を含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は176,419株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は158,300株であります。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

勤次郎株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、勤次郎株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、勤次郎株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

勤次郎株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦 司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏 季  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、勤次郎株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

勤次郎株式会社 監査役会

常勤監査役（社外）	藤岡	旭	Ⓔ
監査役（社外）	加藤	厚	Ⓔ
監査役（社外）	志賀	慶章	Ⓔ

以上

# 株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
秋葉原UDXビル 南ウイング 6階
- 交 通
- |                       |      |
|-----------------------|------|
| J R 秋葉原駅 (電気街口)       | 徒歩3分 |
| 東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口)  | 徒歩3分 |
| 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (3番出口) | 徒歩4分 |
| つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A1出口) | 徒歩3分 |

